

(6) 清水・静岡ゾーン

清水・静岡ゾーンの現況特性

防護面

- ・安倍川扇状地の砂礫浜海岸
- ・顕著な侵食あるも近年回復傾向
- ・養浜など面的防護方式を導入
- ・防災対策の促進望まれる



清水海岸駒越地先

環境面

- ・世界文化遺産・国指定名勝の三保松原
- ・アカウミガメの上陸・産卵
- ・貴重な昆虫が多数確認された
- ・三保松原の美化活動あり



静岡海岸広野地区～  
用宗漁港海岸石部地区

利用面

- ・親水公園や自転車道等の利用資源
- ・釣り・サーフィン・海水浴



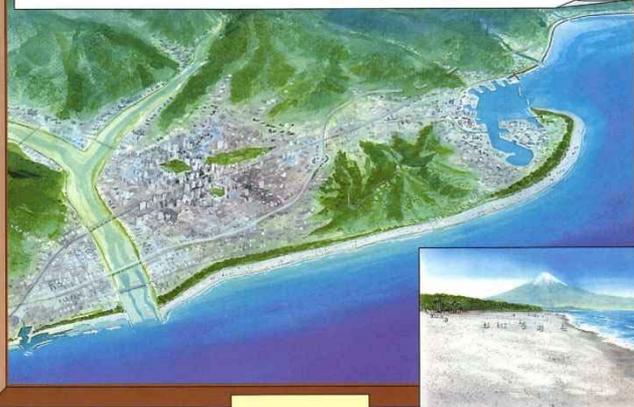
清水海岸



静岡海岸

清水・静岡ゾーンの海岸保全の方向

～総合的な土砂管理による砂浜の回復と  
三保の松原の景観の保全～



清水・静岡ゾーンの海岸保全方針

防護面

- 安倍川の供給土砂の復活を踏まえた総合的な土砂管理の推進

○海岸線に沿って国道が走り、背後に県庁所在地である静岡市を控える安倍川扇状地に位置する長い連続した砂礫浜の海岸です。安倍川からの供給土砂の不足により、砂浜の侵食が進んでいます。

近年は、安倍川からの流出土砂量が復活してきており、砂礫浜の回復がみられる区域もあることから、総合的な土砂管理に向けた取り組みを推進し、将来的には、砂浜の保全を主体とした構造物によらない防護を目指します。

当面は離岸堤等の沖合施設と養浜を組み合わせるなど砂礫浜の消波機能を活用した対策をすすめ、汀線の後退を防ぐとともに、越波被害の防止を図ります。

○崖海岸である大崩海岸周辺においては、海食崖の侵食状況を監視します。

○来襲が予想される津波に対し、海岸保全施設を整備するとともに利用特性等を踏まえ、市町等と連携し情報施設の整備などのソフト対策を組合せた総合的な津波防災を推進します。

環境面

- 海岸保全施設整備における自然環境・海岸景観への配慮
- 住民参加による自然環境及び海岸景観の保全や海岸美化活動の推進による美しい海岸の保持
- 海岸への漂着物に対する適切な対処

○安倍川流域の地域住民・関係団体・自治体などとの海岸美化の協働の仕組みづくりを検討し、モラルの啓発とあわせて適切な対応を図っていきます。

○流木等の漂着物については、広域的な対策を検討し、適切に対処する。

○海岸保全施設の整備にあたっては、白砂青松の砂浜及び歴史的、文化的な遺産である“羽衣の松”を後世に残すとともに、背後に世界文化遺産「富士山」を仰ぐ美しい海岸景観などの自然環境に配慮します。

利用面

- 広野海岸公園等における親水性の向上と自然体験・学習活動の推進

○用宗漁港海岸の広野地区や用宗・石部地区は、休憩施設や利便施設が整備され、散策等の憩いの場として利用されていることから、養浜による砂浜の保全とユニバーサルデザインの導入により、さらに親水性の向上につとめます。

○広野海岸公園等を活用し、海岸の自然環境や現状などを観察・体験・学習するなどの環境教育に取り組み、海岸愛護思想の啓発につとめます。

○海岸保全施設の整備にあたっては、シラス漁等に配慮します。

(7) 焼津・大井川ゾーン

焼津・大井川ゾーンの現況特性

防護面

- ・大井川扇状地の砂礫浜海岸
- ・侵食も見られる
- ・養浜など面的防護方式を導入
- ・防災対策の促進が望まれる

環境面

- ・松林・海浜植生
- ・鳥類の良好な生息場所が点在
- ・貴重な鳥類を確認
- ・海浜に景観資源多数

利用面

- ・海水浴場・釣り場が豊富
- ・サーフィン・ボードセーリング
- ・各種大会が多数開催
- ・多くの利用拠点
- ・漁港・漁業活動



焼津漁港海岸



榛原港海岸



大井川港海岸



駿河海岸大井川工区



駿河海岸焼津工区

焼津・大井川ゾーンの海岸保全の方向

～総合的な土砂管理による安全の確保と  
人と生き物が集う、憩い、ふれあいの海辺づくり～



焼津・大井川ゾーンの海岸保全方針

防護面

- 大井川流域における土砂の流れを念頭に置いた対策の推進
- 砂浜の消波機能を活用した越波・浸水被害、塩風害からの防護
- 漁港及び港湾の利用に配慮した津波防災施設の整備

環境面

- 海岸保全施設整備における自然環境・海岸景観への配慮
- 海岸への漂着物に対する適切な対処
- 海岸美化活動による美しい海岸の保持
- 車両乗り入れ規制等による鳥類等の生育・生息環境の保全・再生
- 背後施設と連携した自然体験・学習活動等の推進による海岸愛護思想の啓発

利用面

- 地域特性に応じた海岸利用のルールづくりの推進・マナーの向上・啓発と盛んな海浜利用への配慮

- 静岡県内の漁業活動の拠点となっている焼津漁港や大井川港などが整備されると共に、大井川扇状地に位置する長く連続した砂礫浜の海岸です。大井川流域を含めた総合的な土砂管理対策を推進するとともに、大井川港の堆積土砂を継続的に漂砂の下手側へバイパスするなど広域的な砂の移動に配慮した対策を推進します。
- 過去に越波被害が生じており、浜幅の狭い区域も見られることから、離岸堤等の沖合施設と養浜を組み合わせるなど砂浜の消波機能を活用した対策を進め、汀線の後退を防ぐとともに、越波被害の防止を図ります。
- 砂浜幅が比較的広く良好な白砂青松の景観を呈している海岸については、養浜を主体とした対策を実施し、越波被害からの防護を図ります。
- 背後に人口・資産が集積する焼津漁港及び物流・工業施設が集積する大井川港においては、津波防災ステーション整備により監視・通信機能を確保するとともに、漁業利用をはじめとする海岸利用に配慮し、陸間、胸壁等の津波対策施設の充実を図ります。
- 来襲が予想される津波に対し、海岸保全施設を整備するとともに利用特性等を踏まえ、市町等と連携し情報施設の整備などのソフト対策を組合せた総合的な津波防災を推進します。

- 流木等の漂着物については、広域的な対策を検討し、適切に対処する。
- 大井川流域の地域住民・関係団体・自治体などと海岸美化の協働の仕組みづくりを検討し、モラルの啓発とあわせて適切な対応を図っていきます。
- 海岸保全施設の整備にあたっては、大井川河口部や砂浜がサギ類など鳥類等の生育・生息環境ともなっていることから、その維持・保全に配慮します。また、砂浜への車両の乗り入れを規制するなど、動植物の生息・生育環境の保全のためのルールづくりに取り組んでいきます。
- 背後施設と連携して、海岸の自然環境や海岸の現状・課題などを観察・体験・学習などの環境教育に取り組み、海岸愛護思想の啓発につとめます。

- 海岸保全施設の整備にあたっては、県下随一の海洋性レクリエーションの拠点となっている静波海水浴場があるなど、海水浴やサーフィンなどの海洋性レクリエーションが盛んであることから、植栽や遊歩道を整備するなど利用環境の向上を図るとともに、ユニバーサルデザインの導入を図り、親水性の向上につとめます。
- 安全で適正な利用を確保するため、地域住民・関係団体・自治体などとの協働による海岸利用のルールづくり・マナーの向上・啓発に取り組めます。
- 海岸保全施設の整備にあたっては、シラス、サクラエビ漁等に配慮します。

(8) 相良・御前崎ゾーン

相良・御前崎ゾーンの現況特性

防護面

- ・5mを越える津波の履歴
- ・背後地に人口・資産が集積
- ・侵食も見られる
- ・面的防護方式を導入

環境面

- ・松林・海浜植生
- ・ウミガメおよびその産卵地が国指定天然記念物
- ・アカウミガメの保護・監視活動あり
- ・県立自然公園の特別地域

利用面

- ・海水浴場・釣り場が豊富
- ・海浜を利用したイベントが盛ん
- ・浅海域の漁業活動・地引き網
- ・散策利用が多い



相良・御前崎ゾーンの海岸保全の方向

～総合的な津波対策の推進とウミガメの来る砂浜の保全～



相良・御前崎ゾーンの海岸保全方針

防護面

- 津波対策施設の整備と防災ソフト対策の推進
- 広域的な砂の移動に配慮した砂浜の保全
- 総合的な海岸防災対策の推進

環境面

- 海岸への漂着物に対する適切な対処を検討し、適切に対処していきます。
- 海岸美化活動による美しい海岸の保持
- 車両乗り入れ規制等による動植物の生育・生息環境の保全・再生
- アカウミガメの産卵地の保全と自然体験・学習活動等の推進による海岸愛護思想の啓発

利用面

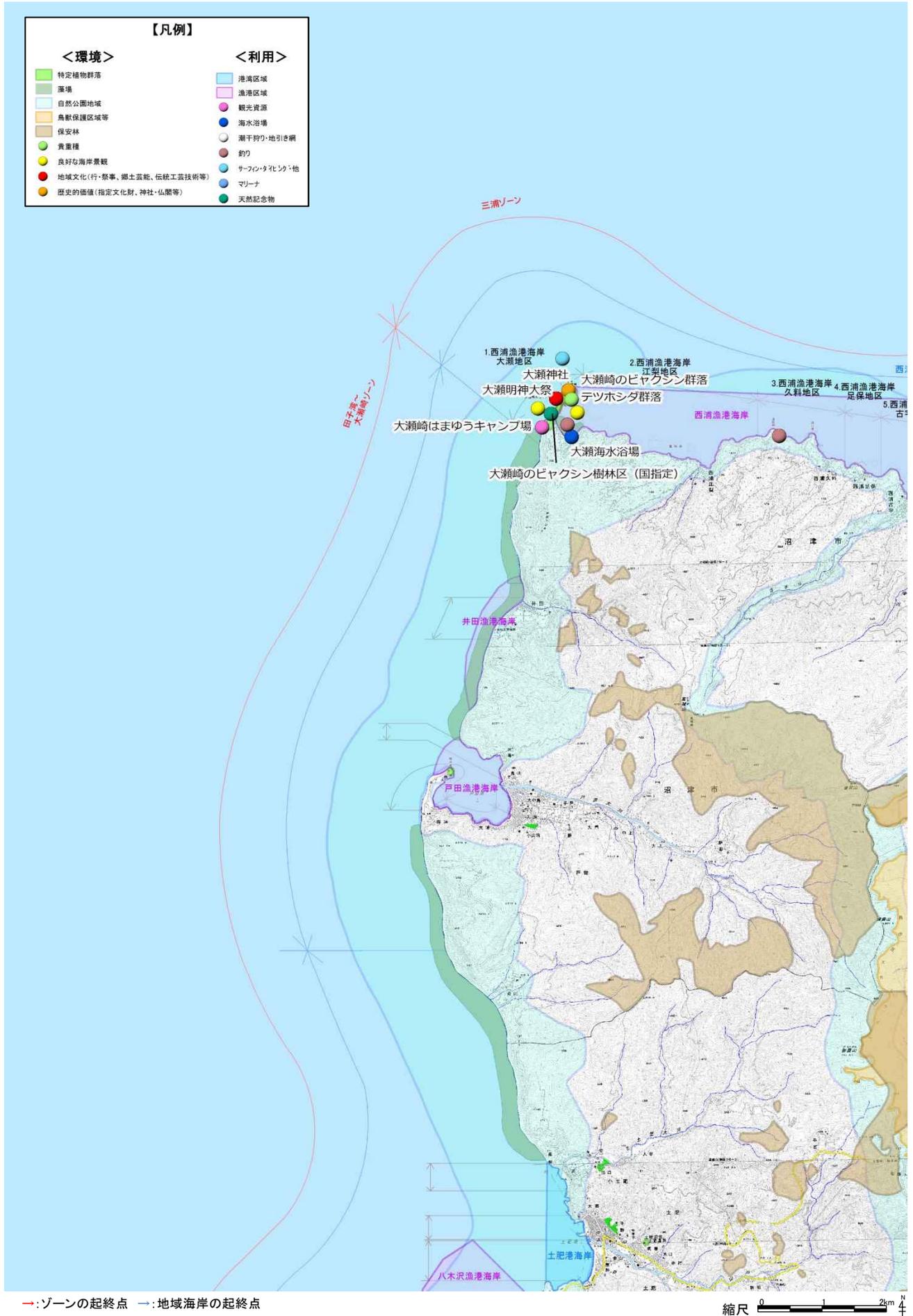
- 地域特性に応じた海岸利用のルールづくりの推進・マナーの向上・啓発と盛んな海浜利用への配慮

- 海岸線に沿って国道が走り、背後に住宅地など人口・資産が集積しており、想定される東海地震による津波高が高く、地震発生後すぐの到達が予想されることから、津波防災ステーション整備により監視・通信機能を確保するとともに、陸間、水門等の津波対策施設の充実を図ります。
- 沿岸地域の特性を踏まえ、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ、総動員させる「多重防御」の発想による防災対策を推進します。
- 来襲が予想される津波に対し、海岸保全施設を整備するとともに利用特性等を踏まえ、市町等と連携し情報施設の整備などのソフト対策を組合せた総合的な津波防災を推進します。

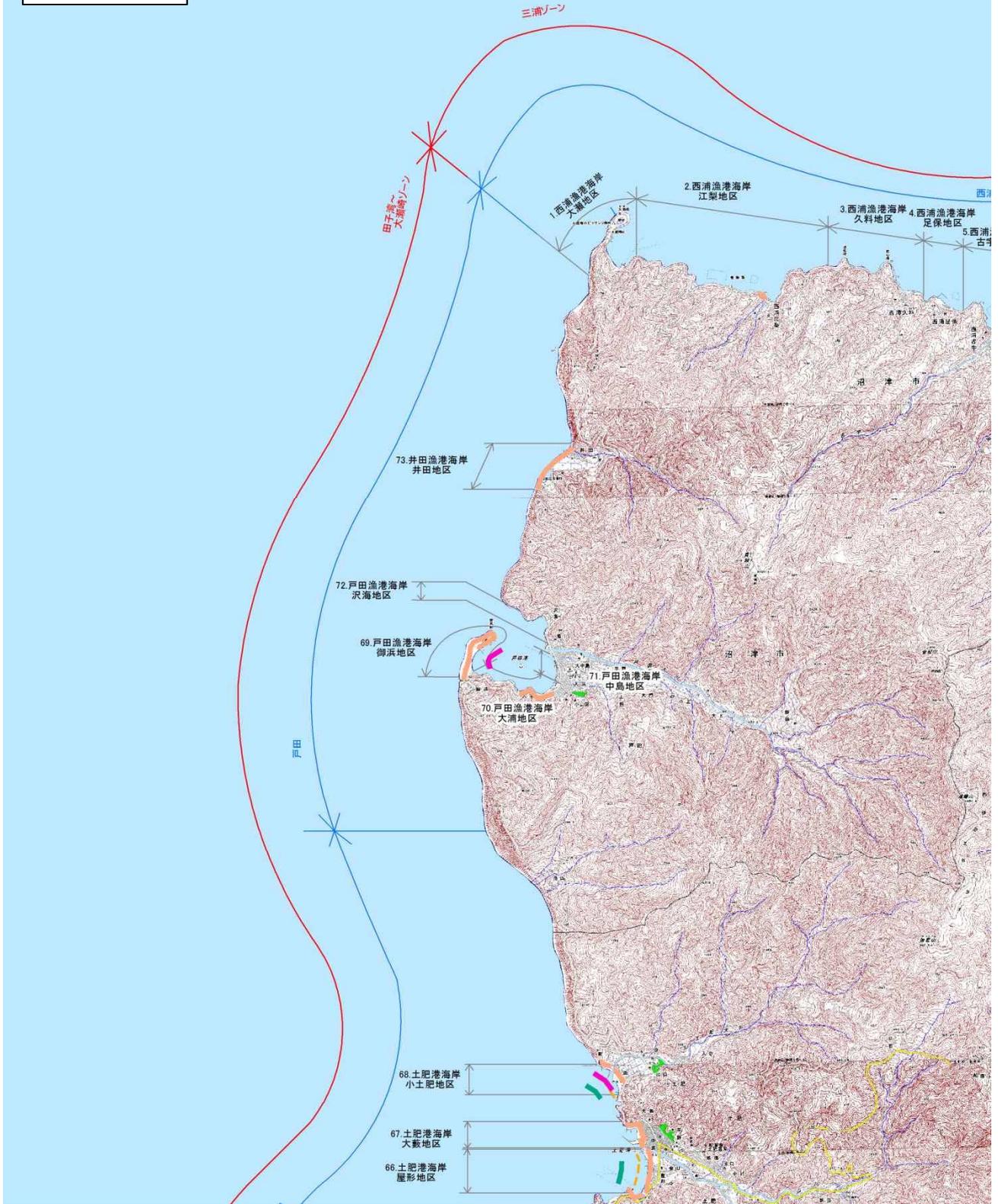
- 流木等の漂着物については、広域的な対策を検討し、適切に対処していきます。
- 地域住民・関係団体・自治体などと海岸美化の協働の仕組みづくりを検討し、モラルの啓発とあわせて適切な対応を図っていきます。
- 一連の漂砂系からなる遠浅の砂浜海岸で、県立自然公園区域となっており、ウミガメの上陸・産卵実績があることから、砂浜の地形変化状況を監視するとともに、必要に応じて養浜を主体とした砂浜の維持・保全を図ります。また、砂浜への車両の乗り入れを規制するなど、動植物の生息・生育環境の保全・再生のためのルールづくりに取り組んでいきます。
- 海岸の自然環境や現状・課題などを観察・体験・学習するなどの環境教育に取り組み、海岸愛護 思想の啓発につとめます。

- 県内有数の海水浴場があり、サーフィンなどの海洋性レクリエーションが盛んであることから、海岸保全施設の整備にあたっては、植栽や遊歩道を整備するなど利用環境の向上につとめます。
- 安全で適正な利用を確保するため、地域住民・関係団体・自治体などとの協働による海岸利用のルールづくり・マナーの向上・啓発に取り組めます。
- 海岸保全施設の整備にあたっては、シラス漁等に配慮します。

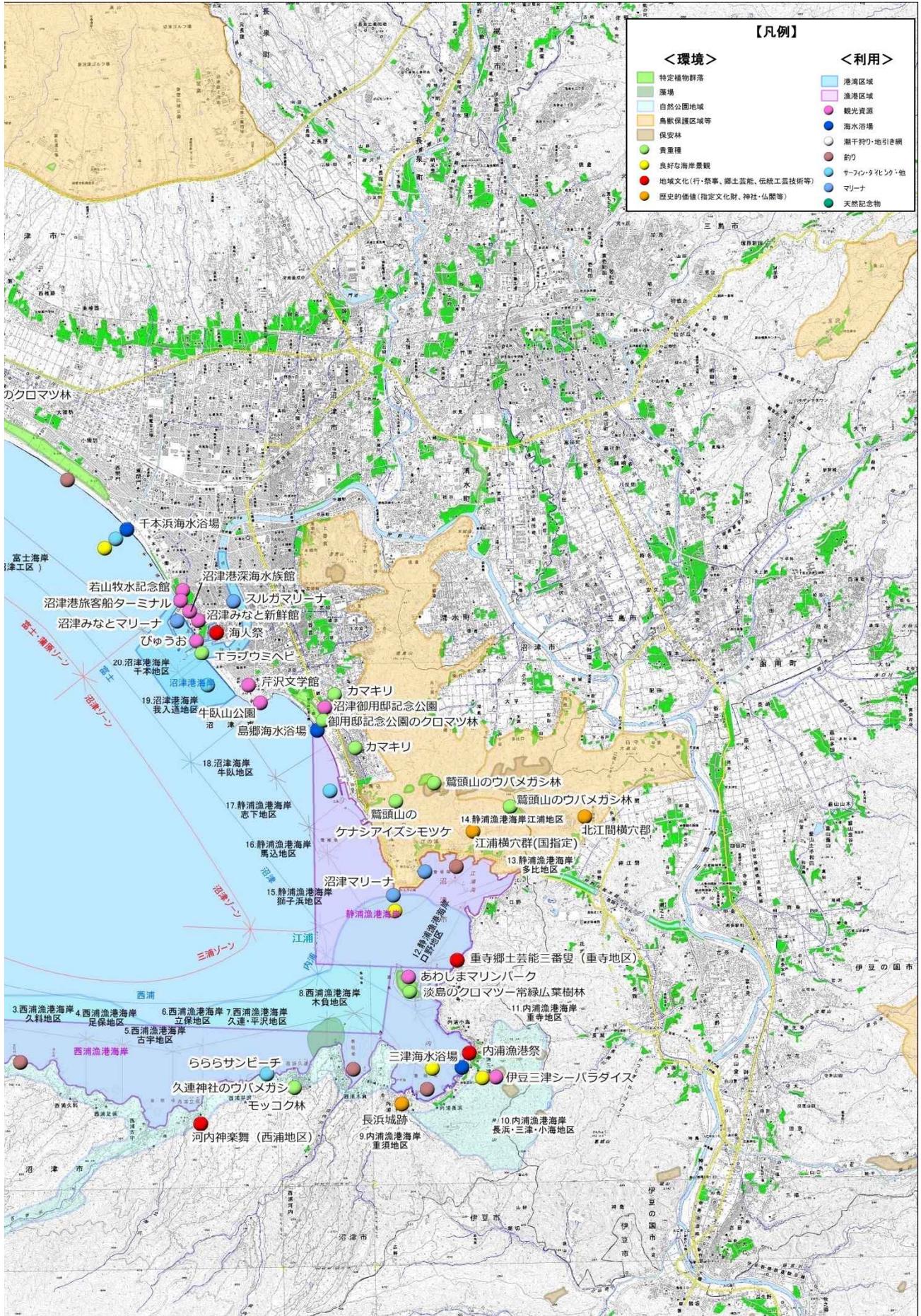
### 3.3 各ゾーンの現況特性図

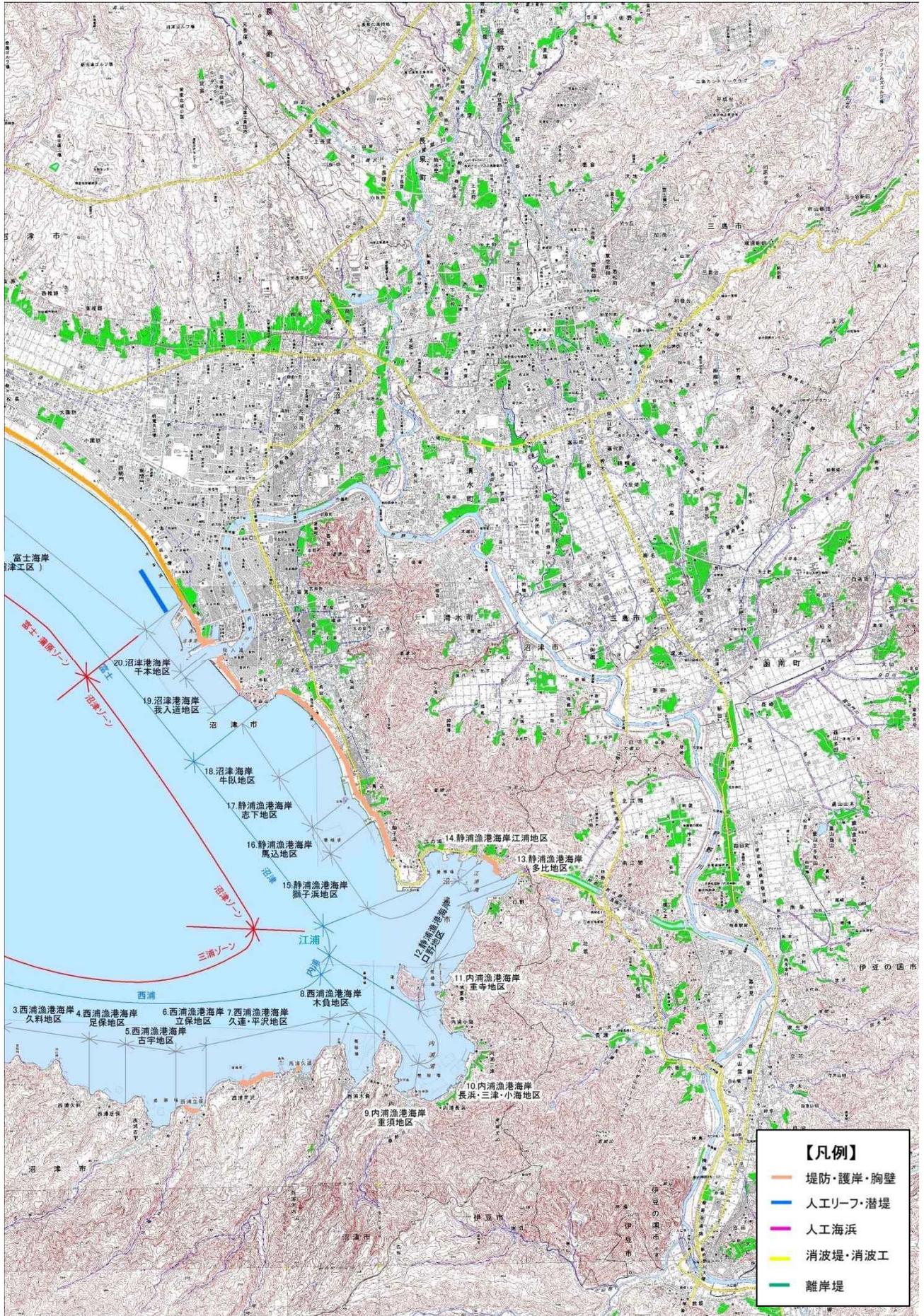


- 【凡例】**
- 堤防・護岸・胸壁
  - 人工リーフ・潜堤
  - 人工海浜
  - 消波堤・消波工
  - 離岸堤



→:ゾーンの起終点    ←:地域海岸の起終点





→:ゾーンの起終点    ←:地域海岸の起終点

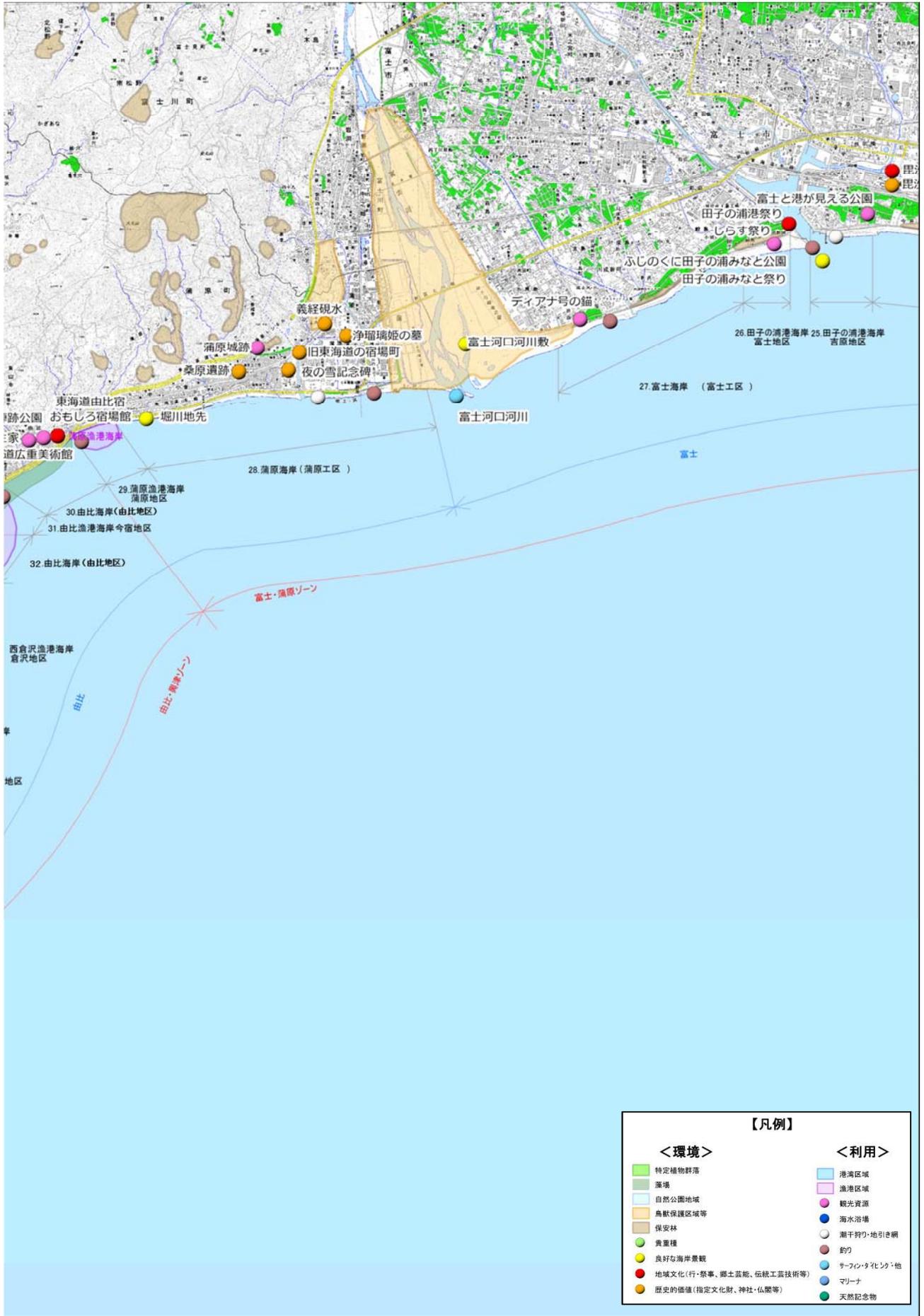
縮尺 0 1 2km N





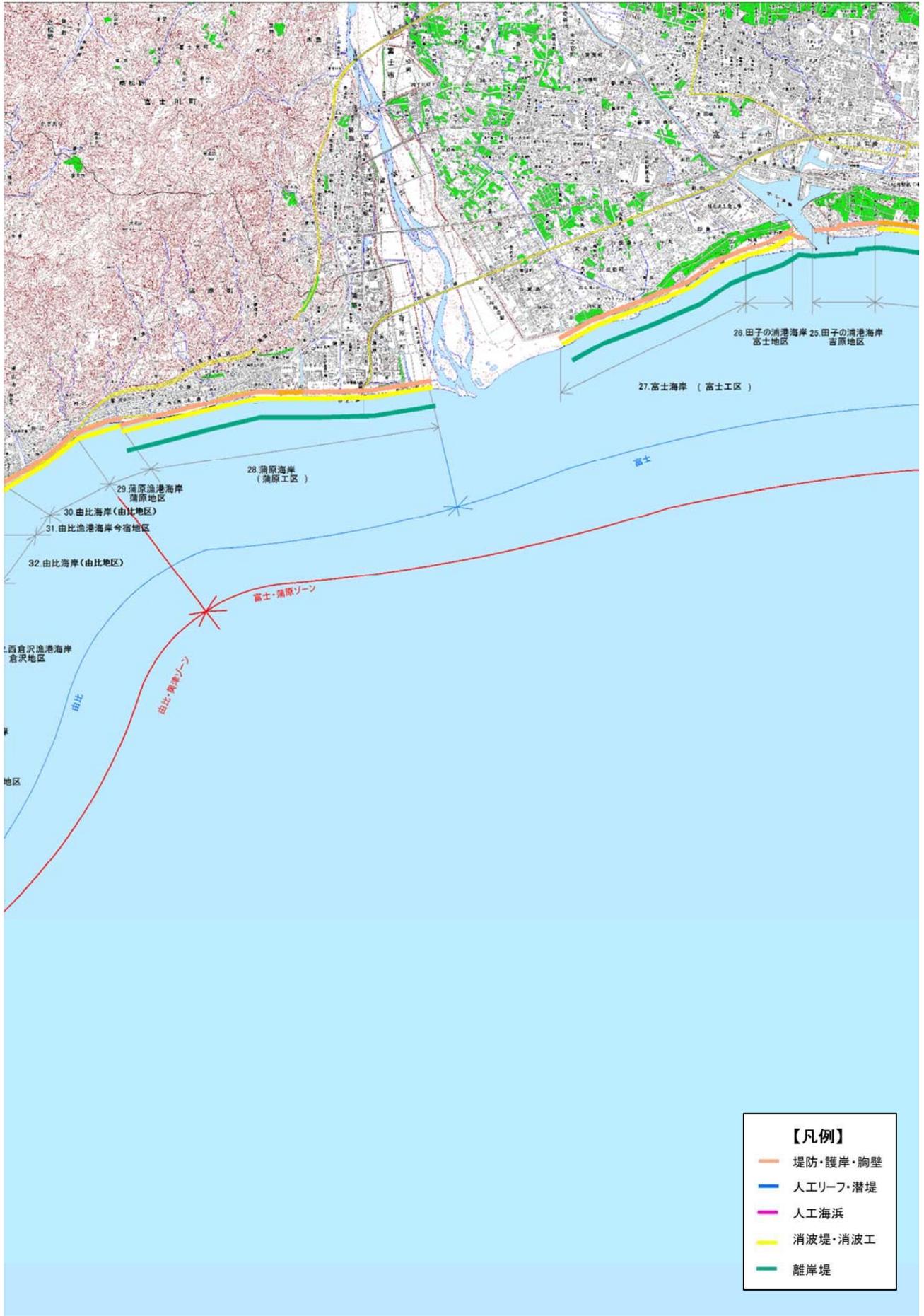
→:ゾーンの起終点    ⇨:地域海岸の起終点

縮尺 0 1 2km



→:ゾーンの起終点    ⇨:地域海岸の起終点

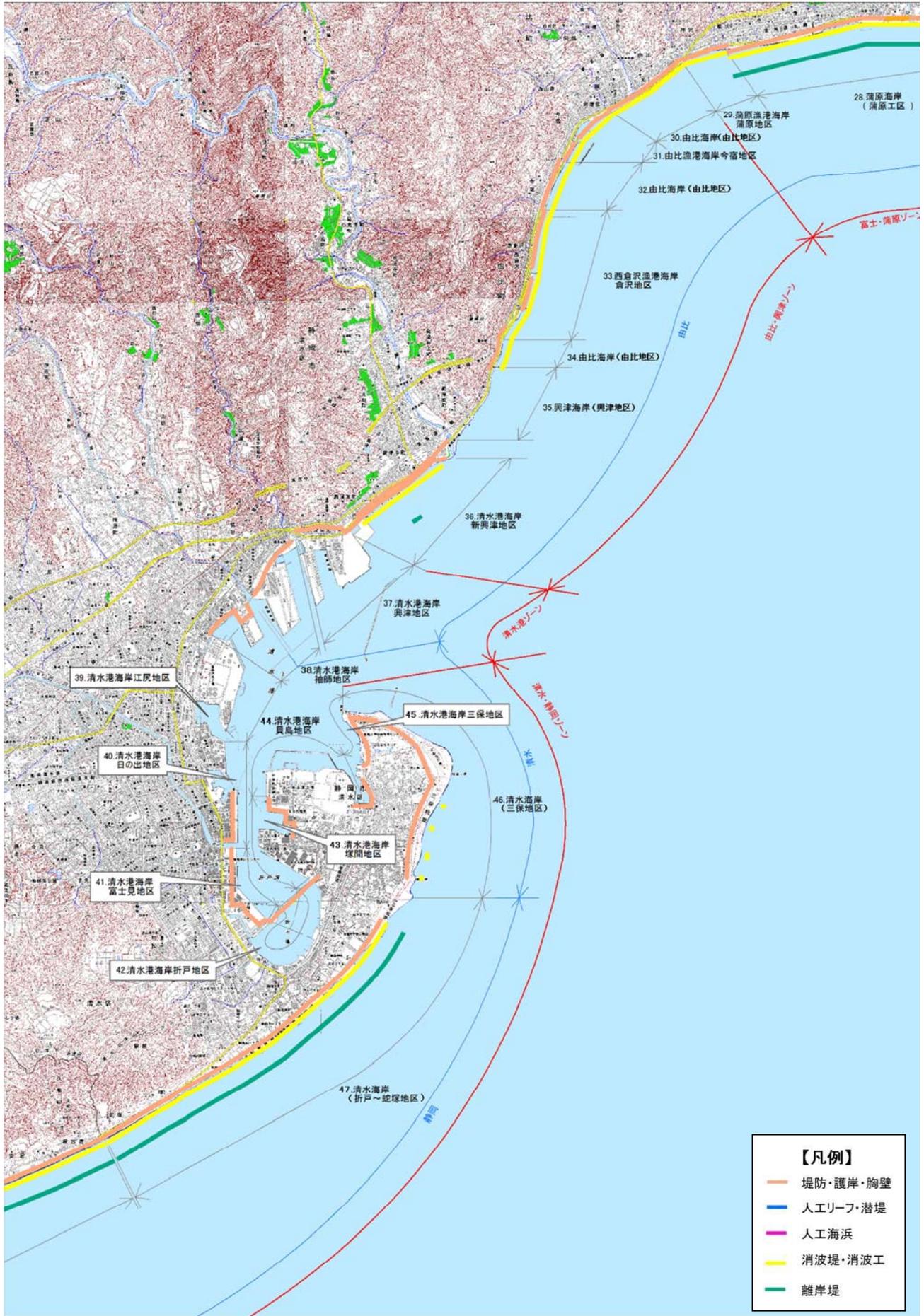
縮尺 0 1 2km  $\frac{1}{4}$



→:ゾーンの起終点    ←:地域海岸の起終点

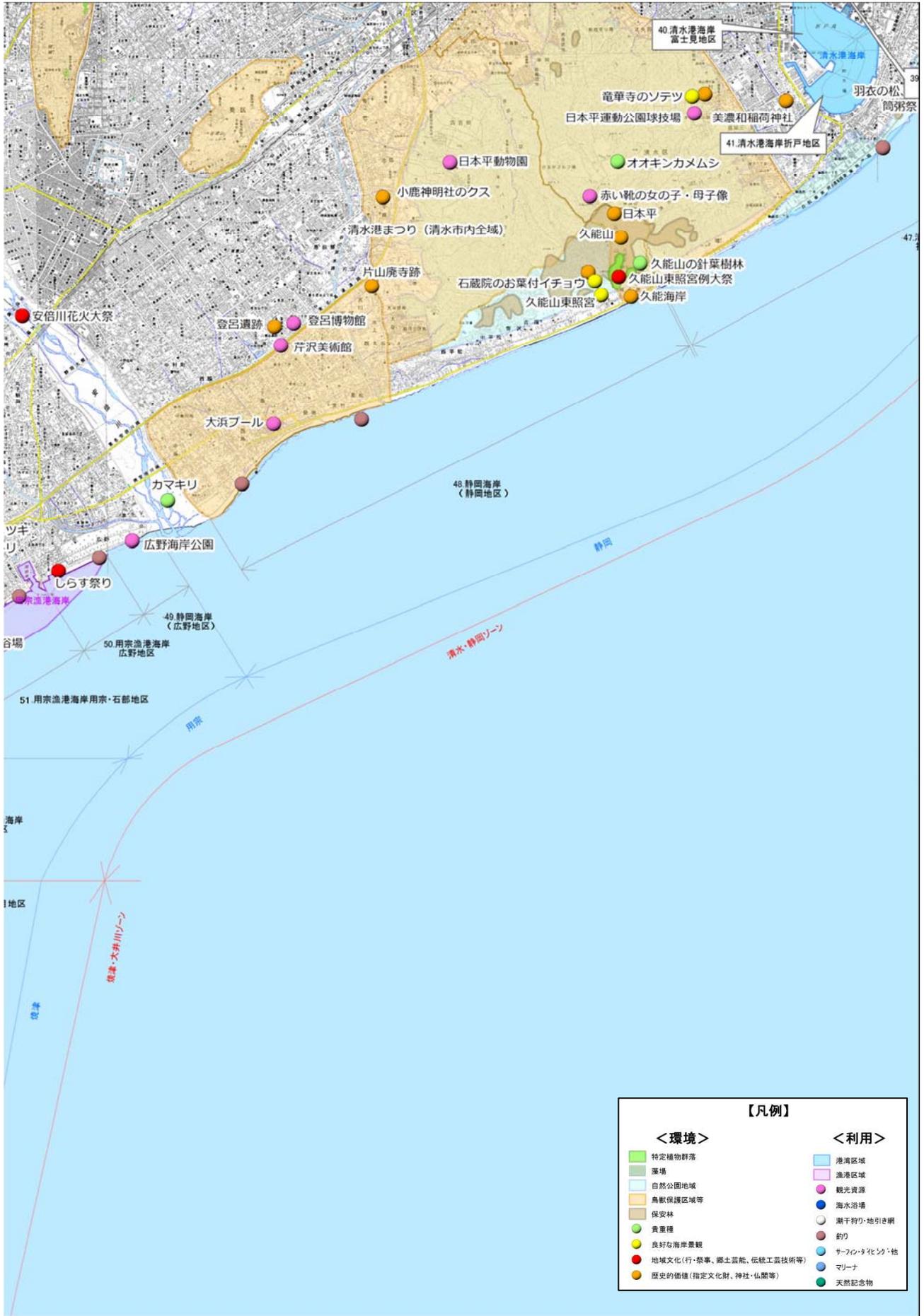
縮尺 0 1 2km





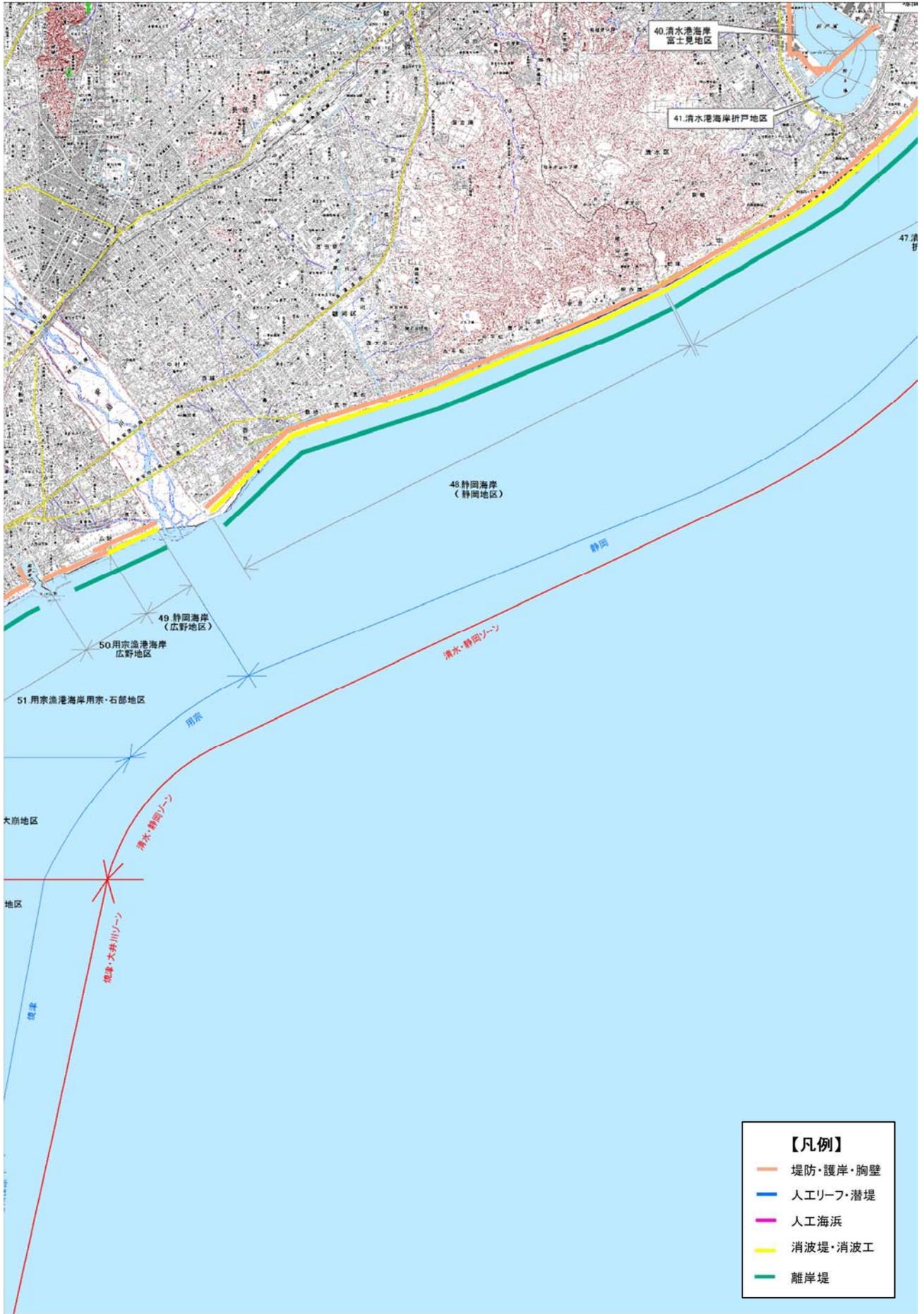
→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点





→:ゾーンの起終点    ←:地域海岸の起終点

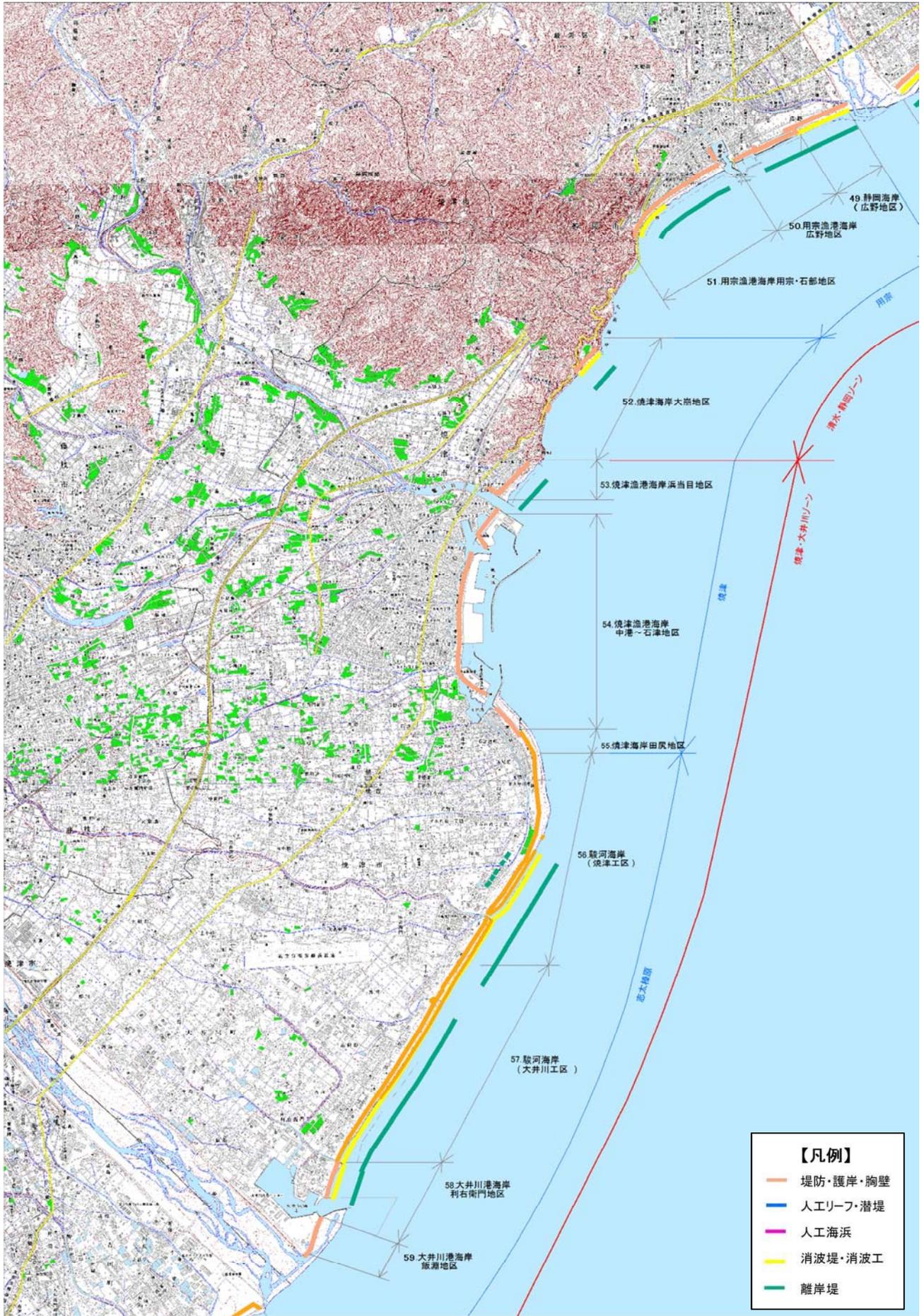
縮尺 0 1 2km



→:ゾーンの起終点    ⇨:地域海岸の起終点

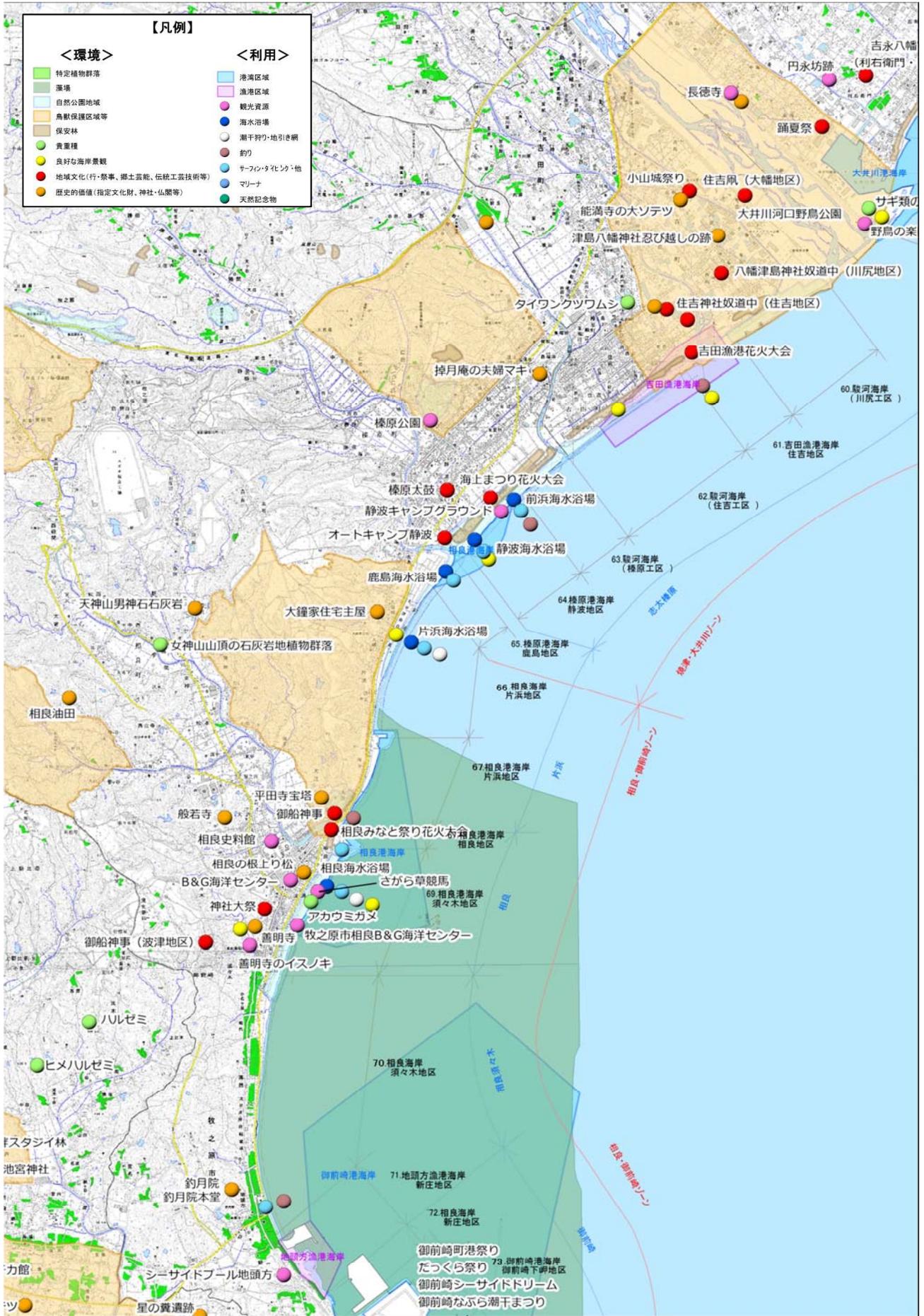
縮尺 0 1 2km  $\frac{1}{4}$





→:ゾーンの起終点    ⇨:地域海岸の起終点

縮尺 0 1 2km









→: 地域海岸の起終点



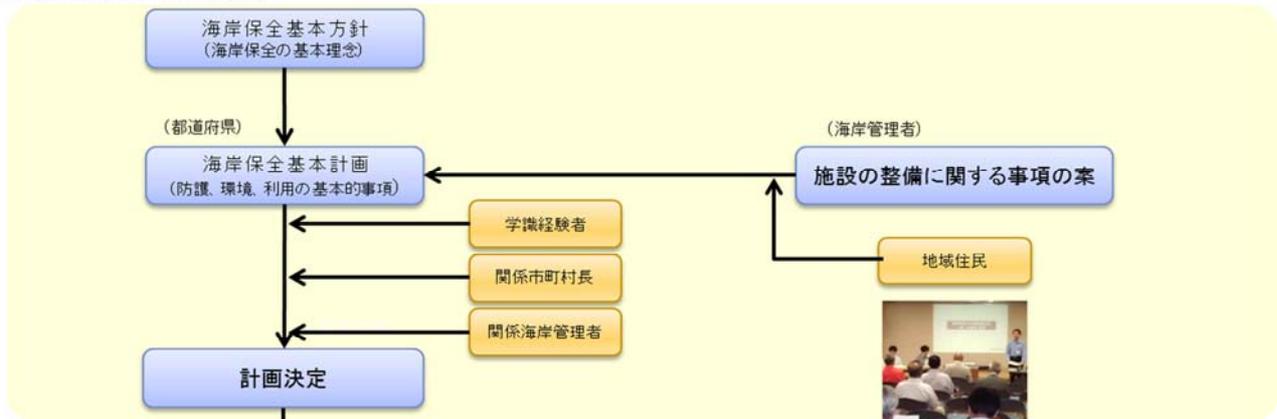
## 第4章 計画推進に向けた配慮事項

### 4.1 地域の実情に配慮した施設整備

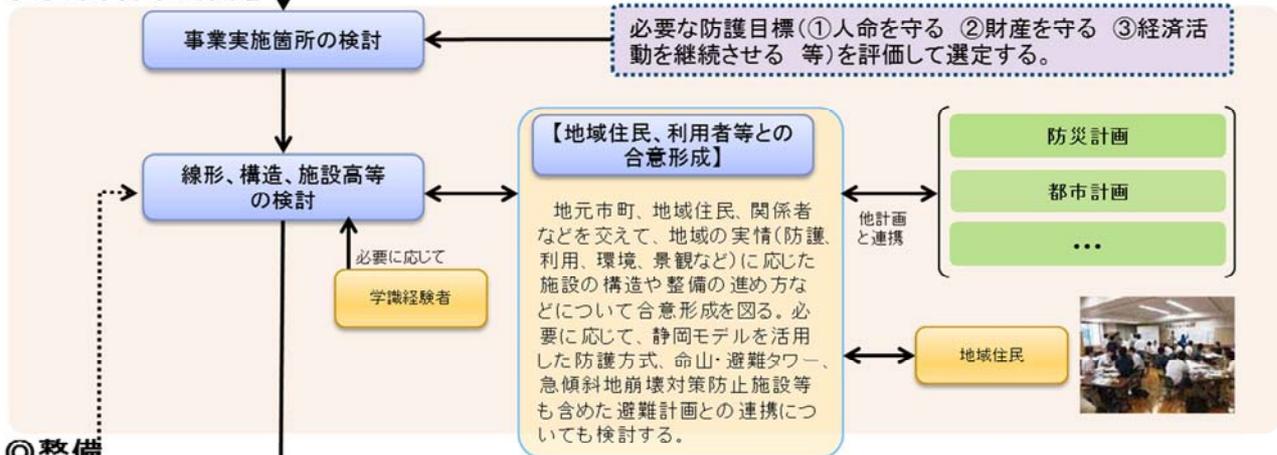
今後の海岸保全施設の整備にあたっては、関係機関及び地域住民等と協議しながら、それぞれの地域の地形やまちづくりの方向性等様々な要素を総合的に考慮し、地域における合意形成を十分に行っていくことが重要である。

以下に示すとおり、基本計画の策定から施設整備に至る各段階において、地域住民の意見交換を実施するとともに、市町が策定する防災・減災対策や地域の環境・利用状況と整合をとった施設整備に努めるものとする。

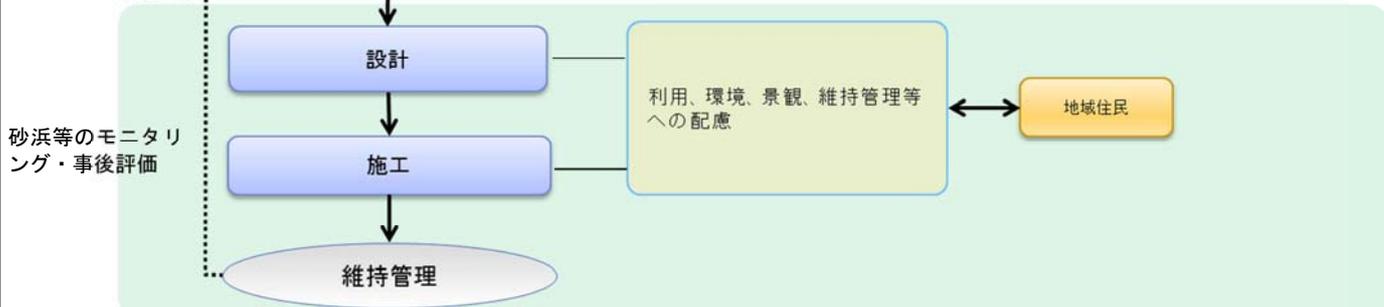
#### ◎基本計画の策定



#### ◎事業計画の策定



#### ◎整備



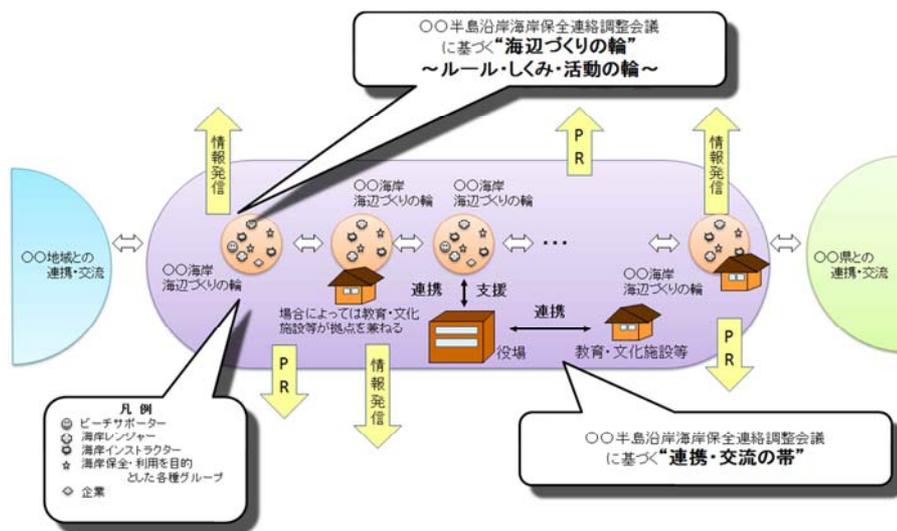
留意点①：景観の配慮については、十分な配慮が求められていることを踏まえ、海岸保全施設の景観・デザインのみならず、周辺の景観や環境との調和や地域の個性などを、それぞれの地域特性に応じて図る。連続的な構造物における高さの変化点についても、周辺の地形や景観に馴染む擦り付け等を行う。このためには、必要に応じて学識経験者、有識者等の指導・助言を受けたり、「河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き (H23.11 国土交通省)」、「海岸景観形成ガイドライン (H18.1 国土交通省、農林水産省)」、「ふじのくにに色彩・デザイン指針 (H23.12 静岡県)」などを活用する。

留意点②：維持管理への配慮については、施設を設計する段階から、地域住民等の利用や維持管理への参画の視点及び長寿命化の視点も加えて、構造や材料等を選定する。

## 4.2 市町・民間団体等との連携の強化

海岸における自然環境や人々の利用は多種多様であることから、海岸管理者をはじめとして、沿岸市町、地域住民、各種団体など、海岸に関わるすべての関係者が、協働・連携・分担して、総合的な見地から対処していくものとする。

また、本基本計画書をはじめ、その他海岸に関する情報について、地域住民や海岸利用者がわかりやすいように、パンフレット、広報誌及びホームページ等を通じて情報提供や共有に努めていくものとする。



海辺づくりの輪と広域的なネットワークづくりのイメージ 資料：前回海岸保全基本計画

## 4.3 社会情勢の変化への対応

本計画策定後において、地域状況の変化や社会経済状況の変化など、様々な要因により海岸を取り巻く状況や海岸への要請に大きな変化が認められた場合、計画の基本的事項や海岸保全施設の整備内容を再整理し、適宜、見直すこととする。そのためにも、自然環境や社会経済状況についての情報収集・整理や海岸への要請の把握に努めていくものとする。

また、災害等の発生により新たに施設整備の必要性が生じた場合においても、計画の基本的事項に基づいて適宜、対応していくこととする。

さらには、今後、新たな研究成果や検討結果が公表された際にはそれら最新の知見を踏まえた施設整備となるよう弾力的な事業の実施・運用を行うこととする。